



環境トピックス



問い合わせ先 環境課 ☎40-5559

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を実施します

住宅用太陽光発電システムを設置する市民の方に、費用の一部を補助します。（予算の範囲内での交付となります。）

詳細は環境課までお問い合わせください。

補助対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 市内に居住していること（実績報告時において居住している場合を含む。）
- ② 電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅（店舗、事務所等との兼用は可とする。）に、システムを設置することまたは建売住宅供給者等から市内に、システム付住宅を購入すること。
- ③ 設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- ④ 市税の滞納がないこと。

補助金額

太陽電池の最大出力1kW当たり1万5千円（上限6万円）

※千円未満端数切り捨て

予算額

1,200万円

受付開始日

4月1日(火)

午前8時30分～

申請方法

次の必要書類を添えて、

環境課（国分寺庁舎2階）まで申請してください。

① システムの概要が確認できる書類

② 工事請負契約書の写しまたはシステム付建売住宅売買契約書の写し

③ 市税の滞納がないことを証明する書類

④ 住民票の写し

⑤ 設置承諾書

⑥ その他市長が必要と認める書類

注意事項

- ① 必ず設置工事の着工前またはシステム付建売住宅の引渡し前に、補助金交付申請をして交付決定を受けてください。交付決定前に工事に着工された場合は補助金の交付が受けられません。
- ② 工事完了日、建売住宅の

引渡し日については、次のとおりです。

工事完了日	既 築 宅	交付決定日から3か月以内または平成27年3月10日(火)のいずれか早い日まで
	新 築 宅	交付決定日から6か月以内または平成27年3月10日(火)のいずれか早い日まで
建売住宅の引渡し日		交付決定日から3か月以内または平成27年3月10日(火)のいずれか早い日まで

③ 実績報告書の提出期限は、システムの工事完了日またはシステム付建売住宅の引渡し完了した日から起算して、30日以内または平成27年3月24日(火)のいずれか早い日までになります。

スズメバチ駆除費補助制度をご利用ください

駆除業者によりスズメバチの巣を駆除した方に、費用の一部を補助します。

補助金額

駆除に要した費用の2分の1（上限7千円）

※百円未満端数切り捨て

申請方法

駆除後、次の必要書類を添えて、環境課・市民課（石橋・南河内）窓口で申請してください。

- ① 駆除に要した費用の領収書
- ② スズメバチの巣の位置図
- ③ 写真（駆除前と駆除後）
- ④ 市税の滞納がないことを証明する書類

駆除業者

市内で主に駆除を行っている業者は次のとおりです。

・(株)南環境

☎(44)2518

・(株)スマイテック

☎(44)9618

・マコト技研(株)

☎(53)5434

※市内外問わず右記以外の業者でも、補助対象となります。